

「平成22年度税制改正案」カンタン解説

平成22年度税制改正大綱が、昨年末12月22日に発表されました。

民主党政権になって初めての税制改正大綱、今までの自民政権で決められてきたこと、民主党のマニフェスト、そして景気低迷の中での財源不足など、様々な問題に翻弄され紆余曲折を経て何とかまとまったという感じです。ただし、まだまだ抜本的な改正にはなっておらず、大きな改正項目は23年度に先送りになりました。

今後、予算案とともに国会の中でもまれ3月末には成立するものと思われます。

そこで、毎年と同様、今年もこの税制改正案について、できるだけわかりやすく、カンタンに、しかも後々参照できるようなるべく見やすいように、カンタン解説をまとめてみました。ご活用いただければ幸いです。

なお、不明な点、ご質問等は、私あるいは当法人税務スタッフに遠慮なくご質問ください。電話でもメールでもFAXでも結構です。

では、本年もよろしく願いいたします。

東京メトロポリタン税理士法人
統括代表社員 北岡 修一

●ご質問、お問い合わせは下記まで...

住所:東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー4F
TEL:03-3345-8991 FAX:03-3345-8992
東京メトロポリタン税理士法人 kitaoka@tmcg.co.jp

1. 扶養控除の見直し（平成23年分以後の所得税）

（1）扶養控除

- ①年少扶養親族（年齢16歳未満）の扶養控除を、廃止。
- ②高校生年齢（年齢16歳以上19歳未満）の扶養控除の上乗せ（特定扶養親族の25万円）を、廃止。通常の扶養控除38万円だけになる。
- ③大学生年齢（年齢19歳以上23歳未満）は、今までと同様、特定扶養親族として38万円+25万円の63万円の扶養控除である。
- ④23歳以上の扶養親族は、今までと同様である。

(2) 同居特別障害者加算の変更

今まで 35万円の加算を、扶養控除または配偶者控除に加算していた。

今後 35万円の加算を、特別障害者控除に加算する。

※理由：年少扶養親族にかかる扶養控除がなくなってしまうため。

2. 金融証券税制

(1) 非課税口座内の少額上場株式等の非課税措置（平成24年から）

平成24年から、上場株式等の配当および譲渡の税率が、本則の20%に戻ります。（現行10%）。それに合わせて、少額上場株式等の配当所得、譲渡所得の非課税措置が創設されます。

非課税口座を開設できるのは、平成24年から26年までの3年間で、各年100万円までの投資額が非課税の対象になります。

(2) 生命保険料控除の改正（平成24年1月1日以後に契約した保険）

①新たに、介護医療保険料控除が創設されます。介護（費用）保障または医療（費用）保障を内容とする保険です。控除限度額は次のとおり4万円となります。

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等×1/2+10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等×1/4+20,000円
80,000円超	一律40,000円

②平成24年1月1日以後に契約した、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除も、上記の表と同様に控除限度額が4万円に下がります（現行5万円）。

3つ合わせて、トータル上限12万円の生命保険料控除となります。

③平成23年12月31日以前に契約した保険については、従前どおりとなります。（一般生命保険料控除および個人年金保険料控除、ともに5万円限度）

④新契約と旧契約両方がある場合は、それぞれの控除額を合計しますが、限度額は、一般生命保険料控除および個人年金保険料控除、ともに4万円となります。

(3) 上場会社等の自己株式のみなし配当の特例廃止（平成22年末まで）

上場会社等が、自己株式を公開買付けする場合は、みなし配当課税を行わず譲渡所得課税が適用されていました。みなし配当になると源泉所得税の徴収がされたり、総合課税として課税されるため、金額の多い場合には累進課税で不利になってしまいます。今回この特例が廃止され、みなし配当課税が行なわれることになりました。

(4) 上場株式等のみなし取得費の特例廃止（平成22年末まで）

この特例は、平成15年1月1日から上場株式等の譲渡益課税についての源泉分離課税が廃止され、申告分離課税に一本化された際に設けられたものです。

具体的には、平成13年9月30日以前に購入した上場株式等を、平成15年1月1日から平成22年12月31日までの間に売却した場合、実際の取得価額に代えて、平成13年10月1日の終値の80%相当額を取得価額とすることができる、というものです。

これが上記の適用期限の到来をもって、廃止されることになりました。

3. 住宅・土地税制

(1) 住宅取得資金贈与の非課税措置（平成22年1月～平成23年末まで）

この非課税措置は、祖父母や父母（直系尊属）から住宅取得資金の贈与を受けた場合に、現行500万円が非課税とされているものを、次のとおり増額するものです。

- ①平成22年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,500万円
- ②平成23年中に住宅取得等資金の贈与を受けた者 1,000万円

なお、適用を受けられる者は、贈与を受けた年の合計所得金額が2,000万円以下の者に限られます。

(2) 住宅取得資金にかかる相続時精算課税の改正

（平成22年1月～平成23年末まで）

相続時に精算することを前提に、贈与時に贈与税を課さないで贈与できる「相続時精算課税」について、一般の精算課税は非課税範囲が2,500万円であるのに対し、住宅取得資金の贈与については、1,000万円の上乗せがありました。今回、この1,000万円の上乗せが廃止されました。ただし、住宅取得資金のもう1つの特例＝親の年齢制限がないこと、これを残した上、2年間延長されることになりました。

その結果、この精算課税2,500万円と上記(1)の非課税枠を合わせれば4,000万円となり、改正前(3,500万円+500万円=4,000万円)と同じ、ということになります。

(3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の特例（平成22年1月以後の譲渡）

この特例は、10年以上所有および居住していた居住用財産を、買換え等した場合に、譲渡価格以上のものを購入すれば、譲渡所得税がゼロとなる特例です。

この特例について、譲渡対価が2億円以下であることの要件が追加された上で、適用期限が2年間延長されました。

4. グループ法人税制（国内）（平成22年10月1日から）

(1) グループ内取引にかかる税制

①100%グループ内の法人間の資産の譲渡取引等

上記グループ内で譲渡した資産の譲渡損益は、その資産のそのグループ外への移転等の時に、その移転を行った法人において計上することになりました。

グループ内での損益は、グループ外に出るまでは認識しない、ということです。

②100%グループ内の法人間の寄附

グループ内の寄附金については、支出法人において全額損金不算入とするとともに、受領法人において全額益金不算入とします。

③100%グループ内の法人間の資本関連取引

1. グループ内の現物配当（みなし配当を含む）について、譲渡損益の計上を繰り延べる等の措置が講じられます。この場合、源泉徴収等を行わないこととなります。
2. グループ内の法人からの受取配当について益金不算入制度を適用する場合には、負債利子控除を適用しないこととなります。
3. グループ内の法人の株式を発行法人に対して譲渡する等の場合には、その譲渡損益を計上しないこととなります。

(2) 大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置

資本金の額が1億円以下の法人にかかる次の制度については、資本金の額が5億円以上の法人の100%子法人には適用しないこととなります。

- ①軽減税率（現在、800万円以下の所得について、18%）
- ②留保金課税の不適用
- ③貸倒引当金の法定繰入率
- ④交際費等の損金不算入制度における定額控除制度（現在、年600万円）
- ⑤欠損金の繰戻しによる還付制度

(3) 連結納税制度

- ①連結子法人の連結前に生じた欠損金額を、その個別所得金額を限度として、連結納税制度のもとでの繰越控除の対象にできるようになります。
これで連結納税の一番のネックが解消されることになります。
- ②連結納税の承認申請書の提出期限について、その適用しようとする事業年度開始の日の3ヶ月前の日（現行、6ヶ月前の日）でよくなります。

5. 資本に関する取引等に係る税制（平成22年10月1日から）

(1) 自己株式のみなし配当について

自己株式として取得された際に生ずるのみなし配当については、益金不算入制度を適用しないこととなります。

(2) 清算所得課税

清算所得課税を廃止し、通常の所得課税に移行します。その際、期限切れ欠損金の損金算入制度を整備する等の措置が講じられます。

6. 特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算

入制度の廃止（平成22年4月1日以後終了事業年度より）

いわゆる1人オーナー会社の役員給与が、一部損金不算入になるという制度です。これは、平成18年の会社法創設の時に、簡単に法人ができるようになることから、法人を使った節税を封じ込めようとして創設された税制です。オーナー一族が株式の90%以上を持ち、役員半数以上を占めている場合に、オーナーの給与所得控除額に相当する額が損金不算入になる、というものでした。不評だったこの制度が、ようやく廃止されることになりました。

7. 相続税・贈与税

(1) 障害者控除の改正（平成22年4月1日以後の相続）

相続税の障害者控除について、控除額の算出に用いる年数を相続人等が85歳（現行70歳）に達するまでの年数とします。

(2) 小規模宅地の評価減の改正（平成22年4月1日以後の相続又は遺贈）

相続税の計算において、居住用または事業用の宅地については、居住用は240㎡まで最高80%の評価減、事業用は400㎡まで最高80%の評価減ができることになっていきます。これを「小規模宅地の評価減」と言いますが、この適用について改正があります。

- ①相続人等が相続税の申告期限まで事業又は居住を継続しない宅地等（現行200㎡まで50%減額できる）を適用対象から除外します。
- ②一の宅地等について共同相続があった場合には、取得した者ごとに適用要件を判定します。（今までは1人でも適用できれば、全員が評価減の恩恵を受けていました）
- ③一棟の建物の敷地の用に供されていた宅地等のうちに、特定居住用（最高の80%評価減）宅地等の要件に該当する部分と、それ以外の部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合を計算します。（今までは、一部でも特定居住用があれば、すべて80%評価減が適用されていました）
- ④特定居住用宅地等は、主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られることを明確化する。

(3) 定期金に関する権利の評価方法の改正（平成22年4月1日以後）

長期の個人年金に加入している者から、その年金受給権を相続または贈与により取得した場合、その年金受給権（定期金に関する権利）の評価が、実態に合わないとして改正されることになりました。確かに、残存35年超の年金受給権であれば、年金総額の20%で評価することができます。この規定を利用して相続対策などが行なわれており、それを封じ込めるための改正ですね。

- ①給付事由が発生している定期金に関する権利の評価 次のうちいずれか多い金額
 1. 解約返戻金相当額
 2. 定期金に代えて一時金の給付を受けることができる場合には、当該一時金相当額
 3. 予定利率等を基に算出した金額
- ②給付事由が発生していない定期金に関する権利の評価額は、原則として、解約返戻金相当額となります。

8. 消費税

自動販売機収入などの少額売上を作り出した上で、課税事業者を選択し、高額の固定資産の購入にかかる消費税の還付を受け、その後免税業者に戻る、というような消費税の還付だけを当て込んだ操作が行なわれないう、次のような改正がされました。

(1) 事業者免税点制度の適用の見直し(平成22年4月1日以後)

次の期間中に、100万円以上の固定資産等を取得した場合には、その取得した課税期間を含む3年間は、課税事業者であることが義務付けられます。

- ①課税事業者を自ら選択した期間(2年間)
- ②資本金1,000万円以上で設立した場合の、当初2年間の課税事業者の期間

(2) 簡易課税制度の適用の見直し

(1)により、課税事業者とされた課税期間については、簡易課税制度の適用を受けられないことになりました。

9. 国際課税

(1) 外国子会社合算税制等の見直し

合算課税の対象とされる特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)が、20%以下(現行25%以下)に引き下げられます。

合算課税は、低税率国(タックスヘイブン)に所得を分散することによる、租税回避行為を防止するための制度です。近年の諸外国の法人税率引下げに伴ない、税率を下げることになりました。それにしても、日本の税率はやはり高いですね...

その他所要の改正が行なわれています。

10. その他

(1) 寄附金控除の適用下限額の引下げ(平成22年分以後の所得税)

寄附金控除の適用下限額が、2千円(現行5千円)に引き下げられます。

以上